

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 飛行場北増補幹線 越流堰補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、飛行場北増補幹線No. 2 及びNo. 4 分水マンホールにおいて、降雨後の現地点検の結果、雨水流下による分水堰の重大な損傷が確認された。分水堰の損傷は寝屋川流域の浸水リスクを高める上に汚水の公共用水域への水質汚濁のおそれがある危険な状態となっており、一刻の猶予も許されない状況である。

東洋メンテナンス株式会社は、現在、当事務所発注の、寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター外 運転管理業務を業務履行中であることから、管内の施設状況を熟知した上で、必要な資機材の手配及び労務の提供を迅速に行うことができ、早期の復旧対応が可能であります。

以上のことから、本工事を地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第5号の規定により、東洋メンテナンス株式会社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「分水堰の損傷は寝屋川流域の浸水被害及び公共用水域の水質汚濁をもたらすおそれがあり、見積書を徴取する暇がなく直ちに発注しなければ、著しい危険が生じかねない」ことから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。